

八尾市立児童発達支援第1センター バス運行管理業務仕様書

八尾市立児童発達支援センター（以下「児発第1センター」という。）通園バスの運行管理業務の仕様については、下記のとおりとする。

1. 業務名称 八尾市立児童発達支援第1センターバス運行管理業務
2. 委託業務の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 管理自動車の運行計画の作成
 - (2) 管理自動車の点検整備及び修理等
 - (3) 燃料等の給油
 - (4) 管理自動車の運転及びこれに付帯する業務
 - (5) 消耗品及び備品の管理
 - (6) 事故等の際の処理及び補償に関する事項
 - (7) 自動車賠償責任保険等の事務手続の代行
 - (8) その他前各号に付帯する事項
3. 業務委託期間及び委託時間
 - (1) 業務委託の期間は、令和7年9月1日から令和10年8月31日までの毎週月曜日から金曜日とする。なお、一年間のうち3日程度は休日にバスの運行があるが、休日の振替えは行わない。
 - (2) 委託管理基本時間は、午前8時30分から午後3時30分までとし、運行前点検及び運行後点検、清掃を含むものとする。

送迎は原則として、午前8時30分から午前9時50分の間に1回、午後1時から午後3時30分の間に2回とし、あらかじめ定められたコースに従って運行するものとする。
4. 委託料
 - (1) 委託料の算定については、勤務1日あたりの金額をもって決定し、その支払いについては、翌月初に当該月分を請求するものとする。

なお、1日の勤務時間が3時間30分に満たない場合は、日額委託料の2分の1を、3時間30分以上の場合は1日分とする。
 - (2) 基準年間勤務日数は240日とするが、委託料の積算は令和7年度の勤務日数140日で行うこと。
 - (3) 1日の勤務時間が7時間を越える場合、超過時間1時間について、日額委託料の7分の1（円未満切捨て）の2割増しの金額を支払う。

5. 管理自動車の管理・保管等

- (1) 自動車管理者は、安全性を重視した運行計画を作成するとともに、善良な管理者の注意をもって管理自動車の管理運行を行い、委託業務以外の目的に使用してはならない。
- (2) 管理自動車の運行管理とは、日々の運行前の点検に始まり運行後の点検・清掃までを指すが、その中で消耗品及び備品の管理や、燃料等の給油の他、定期的な点検整備及び修理等にまで及ぶものとし、自動車管理者は管理自動車の運行に支障がないよう、それら管理業務に努めなければならない。
- (3) 自動車管理者は、運行業務の終了後、直ちに八尾市（以下「甲」という。）の指定する車庫に管理自動車を格納保管しなければならない。
- (4) 自動車管理者は、運行の途中で一時駐車するときは、管理自動車から離れてはならない。ただし、やむをえない理由により管理自動車から離れるときは、盗難及び損傷防止のための措置を講じなければならない。
- (5) 自動車管理者は、管理自動車が故障し、修理に長時間を要するとき、又は救援を必要とするときは、速やかにその旨を甲及び業務管理責任者に報告し、その指示を受けなければならない。
- (6) 自動車管理者は、管理自動車を亡失又は損傷を受けたとき、あるいは事故等が発生したときは、臨機の処置をとり、直ちに最寄りの警察署に届けるほか、その旨を甲及び業務管理責任者に報告し、業務管理責任者の指示を受けなければならない。
- (7) 業務管理責任者は、前項の管理が適切に行われるよう、適宜自動車管理者の教育指導を実施するとともに、自動車管理者の状態を把握し、委託業務の安全性の確保に務めながら、円滑な委託業務遂行のために、児発第1センターとの連絡・調整を行わなければならない。
- (8) 自動車管理者は、乗務日に下記項目が記載された運行日誌（様式任意）を児発第1センターに提出しなければならない。

【記載項目】

運行日・運行時間・行き先・開始時メーター・終業時メーター・走行距離数・燃料補給量・運行前後の運転者のアルコール検知器による酒気帯び確認と確認者の氏名

6. その他

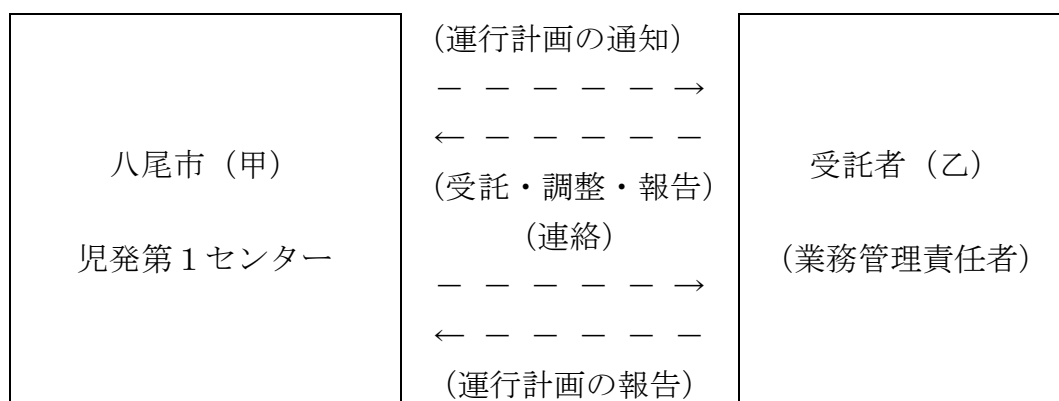
- (1) 受託者（以下「乙」という。）は、甲が指定する契約内容で任意保険に加入し、事故等が発生した場合には、自動車賠償責任保険等の事務手続を代行しなければならない。
- (2) その他、甲が所有する管理自動車及び公用車の管理業務に付帯す

る事項について、乙は甲の指示に基づき業務を遂行しなければならない。

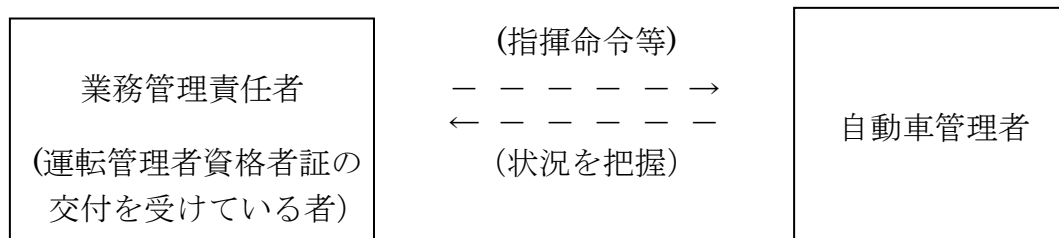
- (3) 乙は、業務を遂行する上で知り得た秘密及び個人情報保護の観点から、それら秘密の保持と取扱いについて最大限留意しなければならない。

7. 運行業務の注文・連絡

(市と業務管理責任者との関係)



(業務管理責任者と自動車管理者の関係)



(緊急やむをえない場合には、本市が自動車管理者に注文・指示することがあるが、その際は自動車管理者の作成する運行日報をもって受託者に通知したものとする。)

8. 任意保険など

- (1) 上記6.(1)の保険金額は次に掲げるとおりとする。

〔担保種目〕	〔保険金額〕
① 車 両	時価額
② 対人賠償	無制限
③ 対物賠償	無制限
④ 搭 乗 者	2, 0 0 0 万円

- (2) 事業者は、前項により保険契約を締結したときは、その証書を甲に提示するとともに、写しを提出すること。